

# 超実践型エステティックサロン現場事例研究会会則

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本会は超実践型エステティックサロン現場事例研究会と称する。

### 第2条(事務所)

本会の主たる事務所は大阪府と東京都の株式会社船井総合研究所（以下「当社」という。）に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### 第3条(目的)

本会は会員の情報センターとして、企業経営上の諸課題を共に研究することにより会員の振興に貢献し、併せて会員相互の懇話親睦を図ることを目的とする。

### 第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 企業経営上の諸問題の研究並びに支援
- (2) 前号に関する資料並びに図書収集と発行
- (3) 企業経営に関する講演会並びに研究会
- (4) 会員の親睦を図るために必要な諸施設の運営
- (5) その他上記に付帯する事業

### 第5条(運営)

前条の事業を行うため、当社は、超実践型エステティックサロン現場事例研究会運営部門を設置し、運営にあたるものとし、これに必要な措置を適宜採ることができる。

## 第2章 会員

### 第6条(会員)

本会は第3条の主旨に賛同する法人または個人事業経営者を会員としてこれを組織する。

### 第7条(入会資格)

- (1) 本会に入会しようとする者は、既入会員に不利益を与えない者であり、且つ、事前審査によって当社の承認を受けた者でなければならない。
- (2) 本会則で定められた期日までに会費を納付できる者とする。
- (3) 同一商圏1社限定とし、先に申し込みがあった者を優先とする
- (4) ただし、入会後に双方の出店などでバッティングとなった場合や、双方確認済みの場合は除く

### 第8条(入会手続)

入会希望者は、所定の入会申込用紙にて申し込み、当社の承認を得るものとする

### 第9条(会員特典)

会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 経営戦略セミナー（1日目）会費充当で参加可能（但し、1口につき1名様）
- (2) 「FunaiメンバーズPlus」サービスの利用（但し、1口につき1アカウント）
- (3) 当社の主催するセミナーへの割引参加（一部除く）
- (4) 研究会のない月に、1度の無料電話経営相談

### 第10条(禁止行為)

会員は、本会において以下の行為をしてはならない。また、当社は、会員が本会において、以下の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、適当な措置を講じることができる。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 他の会員、または第三者の著作権等の権利を侵害する行為
- (4) 他の会員、または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- (5) 他の会員、または第三者に不利益を与えるような行為
- (6) 他の会員、または第三者を誹謗中傷するような行為

- (7) 他の会員、または第三者に対しての営業活動やそれに準ずる行為
- (8) 選挙の事前運動、選挙運動をし、または公職選挙法に抵触する行為
- (9) 本会の運営を妨げるような行為
- (10) 本会の信用を毀損するような行為
- (11) 前各号に規定する他、法律に違反する行為

### 第11条(退会)

- (1) 退会希望者は、退会の旨を書面により当社に提出することとし、当社が当該書面を確認した時（休日の場合、翌営業日）をもって退会したものとする。尚、月末日（休日の場合、前営業日）までに退会の旨が当社に到達した月をもって退会月とし、退会月の会費等並びに退会月以前に発生した未払いの会費等についても会員は退会後も約定日に未払分を支払うものとする。
- (2) 更新月の際、退会の申し出がない場合は、入会は自動継続されたものとする。

### 第12条(会員資格の消滅)

会員資格は次の事由により消滅する。

- (1) 会員からの退会の通知を当社が確認した場合
- (2) 会費を6ヶ月以上滞納した場合
- (3) 会員として著しく本会の名誉を傷つけ、又は本会則に違反するとして当社から除名処分を受けた場合
- (4) 会員が、法令違反または公序良俗に反する団体もしくはその関係先及び著しく信用に欠ける者と判明されたときまたは判明される恐れがあると当社が判断した場合。

### 第13条(復会)

- (1) 退会した会員が退会日より1年以内に会費を再納入した場合には復会ができるものとする。
- (2) ただし、復会する際に同一商圏の既会員がいる場合は、復会は認められない。

## 第3章 入会費および会費

### 第14条(会費)

会員は、以下に規定する年会費を入会月の翌月末日(?)までに銀行振込または本会指定の方法にて入会月から一年間分一括前納する（振込手数料は会員の負担とする）。

会費1口につき 年額240,000円（消費税 別途加算）  
ただし、2口目以降は120,000円とする（消費税 別途加算）

### 第15条(会費等の不返還)

既納の会費その他の拠出金品は事由の如何を問わず返還しない。

### 第16条(入会費および会費金額の変更)

当社が必要と認めた時、入会費および会費金額の変更を行うことができる。

## 第4章 雑則

### 第17条(会員の義務)

本会の会員は、本会則を守る義務がある。

### 第18条(会則の変更)

当社が必要と認めた時、本会則の変更を行うことができる。

### 第19条(発効)

本会則は平成21年2月17日より発行する。